

西入間広域消防組合における人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和6年度）

新規採用 7人

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

令和6年度においては、再任用職員が7名います。

(3) 職員の退職状況（令和6年度）

定年退職	勧奨退職	自己都合退職	死亡退職	退職者合計
1人	0人	6人	0人	7人

2 職員の人事評価の状況

職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要

当組合においては、能力・実績主義の人事管理を目指して、人事評価を実施しています。所属長が各職員の日常の勤務状況等を評定して、評定結果については適材適所の人員配置ができるように人事異動等の参考に活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度決算）

管内人口	歳出総額	人件費	人件費比率
55,915人	1,272,998千円	933,680千円	73.3%

1 管内人口は、令和6年4月1日現在です。

2 人件費には、特別職に支給される報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和7年度予算）

職員数	給与費				1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
120人	423,430千円	126,990千円	171,591千円	722,011千円	6,017千円

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区分	10年以上	15年以上	20年以上
	15年未満	20年未満	25年未満
大学卒	279,166円	323,420円	376,400円
高校卒	269,900円	286,866円	335,500円

(4) 平均給料月額と平均年齢（令和6年4月1日現在）

平均給料月額	平均年齢
287,066 円	33.9 歳

(5) 初任給（令和6年4月1日現在）

大学卒	高校卒
225,600 円	194,500 円

(6) 級別職員数（令和6年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
消防本部職務内容	主事補	主事	主任	専門員 主席主査 主査	主幹	副課長	消防長 次長 課長 統括官	
消防署職務内容	主事補	主事	主任	主席主査 主査	主幹	副署長 分署長 副課長 主席主幹	署長 課長	
本部及び署職員の階級	消防士	消防副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令	消防監 消防司令長	
職員数	30人	20人	24人	21人	5人	7人	7人	114人
構成比	26.3%	17.5%	21.1%	18.4%	4.5%	6.1%	6.1%	100%

(7) 特別職の報酬及び期末手当（令和6年4月1日現在）

区分		報酬月額等
報酬	管理者 副管理者	25,000円 19,500円
	議長 副議長 議員	20,500円 19,500円 18,500円
期末手当	管理者 副管理者	令和6年度支給割合 6ヶ月期 2.250月分 12ヶ月期 2.250月分 計 4.50月分
	議長 副議長 議員	令和6年度支給割合 6ヶ月期 2.250月分 12ヶ月期 2.250月分 計 4.50月分

(8) 部門別職員数（各年5月1日現在）

区分		職員数（単位：人）		対前年増減数
		令和5年	令和6年	
消防本部	消防長	1	1	0
	参事	0	0	0
	次長	1	1	1
	総務課	12(6)	14(8)	2(2)
	警防課	4	4	0
	予防課	5	6	1
	小計	23	26	3
消防署	指令課	7	7	0
	本署	44	45	1
	鳩山分署	19	18	-1
	越生分署	19	18	-1
	小計	89	88	-1
総合計		112	114	2

() は派遣職員、埼玉県消防学校入校中及び育児休業の職員。

(9) 職員の諸手当（令和6年度支給割合）

区分	支 給 割 合		
期末手当	令和6年度支給割合	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	1.025月分
	12月期	1.275月分	1.075月分
計		2.5月分	2.1月分
退職手当	自己都合		勧奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
最高限度額		47.709月分	47.709月分
地域手当	給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の3.0%		
条件により支給される手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当など		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

区分	消防本部、消防署長・副署長	消防署員（2交替隔日勤務）
1週間の勤務時間	38時間45分	38時間45分
勤務時間の割振り	1日の勤務時間	8時30分～17時00分 8時30分～翌日8時30分
	休憩時間	12時00分～12時45分 17時00分～17時45分
	週休日	土曜日 日曜日 4週間で8日を割振り

(2) 休暇制度の概要・種類

年次有給休暇	病気休暇	特別休暇	介護休暇	組合休暇
労働基準法第39条の諸規定に従つて与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。	配偶者、子、職員又は配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。	消防職員は地方公務員法第52条第5項の規定により職員団体を結成することができないため組合休暇はありません。

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年次有給休暇の平均取得日数は10.5日となっております。

5 職員の休業に関する状況（令和6年度）

休業の状況	
育児休業	3人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度)

分限処分の状況	懲戒処分の状況
0人	0人

7 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、服務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

令和6年度における承認件数は研修を受ける場合が0件、厚生事業に参加する場合も0件となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼たり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています。

令和6年度における新規許可件数は1件でした。

8 職員の研修の状況

職員研修については、主に埼玉県消防学校に派遣し、業務能力の向上に努めています。また、西部五市町共同研修会及び市町村広域職員研修主催の研修に参加させて人材育成を図っています。

令和6年度に研修に参加した人員は、延べ56人です。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大

きく分けて 3 つの事業を行っています。

(2) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

当組合においては、令和 6 年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は 0 件でした。

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和 6 年度に勤務条件に関する措置の要求案件はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和 6 年度に不利益処分に関する不服申立ての案件はありませんでした。